

日之影町コミュニティセンター1階テナント（1）募集要項

日之影町（以下「本町」という。）の中心地域（以下「中央地区」という。）は、居住人口の減少や役場庁舎の移転等によって空洞化が進んでいることから、旧庁舎跡地及び周辺施設の一体的な利活用と、地域資源を活かしながら中央地区の活性化を進めていくことが求められている。

このような中、平成30年11月に中央地区活性化協議会を設置し、旧庁舎跡地の利活用を含む中央地区の活性化対策について協議を重ね、地元の方をはじめ、町内外から多くの方が気軽に立ち寄れる施設・芝生広場として整備をすることとなった。また、竹細工資料館を移設するとともに、多種多様なイベントを計画し「まち」と「ひと」、そして「文化」を融合しながら中央地区の活性化に繋げる拠点施設を目指している。

以上のことから、中央地区の活性化を更に進めるため、旧庁舎跡地の敷地内にある日之影町コミュニティセンター（以下「同施設」という。）においてリノベーションを行い、中央地区の賑わいの創出や地域住民の利便性向上などの役割を担う、同施設の1階のテナントを募集するものである。

1 テナントを募集する施設

- (1) 所在地：宮崎県西臼杵郡日之影町大字岩井川3398番地1
- (2) 貸付対象面積：42, 58㎡
- (3) 構造：鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
- (4) 駐車場：施設に付属する一般駐車場及び河川敷駐車場の一部を利用可能
- (5) 貸付期間

ア 1年間（1年毎に更新）

イ 賃貸借物件の維持管理に係る費用、光熱費等については、下記のとおりとする。

施設管理業務	本町の負担（指定管理者制度）
警備業務	事業者の負担
清掃業務	事業者の負担
光熱費	事業者の負担

ウ テナント出店者の直営とし、貸借権等の第三者への譲渡は認めない。

(6) 改修工事等

ア 店舗設置のための改装等（内装改修工事、什器等）に係る費用は事業者の負担とする。

(7) 使用料発生日

ア 使用料発生日は、営業開始日とする。

イ 事業者は、令和8年12月1日より営業を開始するよう努めるものとする。なお、

同日に営業を開始できなかった場合でも、同日から使用料は発生するものとする。

2 募集形式

- (1) 一般に広く公募を行い、本町による審査後、1 者を選定する。

3 募集条件

- (1) 募集条件は、次のとおりである。

- ア 事務所、もしくは店舗及びマーケットにて小売業、サービス業などの事業を展開する予定の個人又は法人。
- イ テナントを同施設の指定管理者から貸借し、自ら運営、維持管理すること。
なお、テナント出店者の直営とし、貸借権等の第三者への譲渡は認めない。
- ウ テナントでの営業に従事する職員に対し接客マナー等を十分に教育する体制を整えることができること。

- (2) 次に掲げる者は、参加することができない。

- ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた者。
- イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者。
- エ 事業全般に関し、不正又は不誠実な行為の疑いにより、地方公共団体が契約を締結するに、不適當な相手方に該当するおそれがある者。
- オ 令和8年8月3日（公告日）を基準とし、直近1年間において国税や地方税に滞納及び未納がある者。
- カ その他町長が不適當と認める者。

4 契約条件

- (1) 契約の相手：同施設の指定管理者
- (2) 契約期間：1年間（1年毎に更新）
- (3) 月額使用料：20,000円（税別）
- (4) 直接経費：光熱費、警備保障料金、インターネット使用料金、店舗設置のための改装等（内装改修工事、什器等）に係る費用は事業者の負担。
- (5) 解約手続き：契約を途中で解約する場合、契約満期で更新を望まない場合等は事業者が原状回復工事を行うものとする。

5 応募方法

- (1) 応募書類

- ア 出店申込書（様式１）
- イ 出店事業計画書（様式２）
- ウ 登記簿謄本（個人の場合は住民票及び身分証明書）
- エ 所管税務署発行の納税証明書
- オ 各地域振興局及び市町村で発行する納税証明書
- カ 財務諸表類の写し（直近１期分）

※貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、株主資本等変動計算書など経営実績が分かるもの

(2) 受付期間：令和８年８月３日（月）～令和８年９月３０日（水）午後５時まで

(3) 提出先：〒８８２－０４０１

宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折９０７９番地 ２階 地域振興課

(4) 提出方法：持参又は郵送で提出すること

※持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く日の午前８時３０分から午後５時までの間に提出すること。郵送の場合は提出期限内に必着。

6 応募に関する留意事項

(1) 失効又は無効

次に該当する場合は、申込みを失効又は無効とする。

- ① 受付期間を過ぎて応募書類が提出されたとき。
- ② 提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- ④ 本募集要項に違反すると認められるとき。
- ⑤ 応募資格を有していないとき。
- ⑥ 応募者による事業の遂行が困難であると判断されたとき。

(2) 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出することとする。

7 出店事業者の決定

(1) 結果通知：審査結果は応募者全員に書面で通知する。

(2) 決定時期：令和８年１０月下旬頃を予定。

8 その他

(1) 質問については、令和８年９月１８日（金）午後５時までに別紙質問書にて照会することとする。照会の方法は、日之影町地域振興課まで持参、郵送、FAX 又は電子メールによることとする。

なお、照会があった事項とその回答内容については、テナント応募者全員に FAX 又は電子メールのいずれかの方法によりお知らせすることとする。

9 問い合わせ先

〒882-0401

宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折9079番地

日之影町役場 地域振興課

TEL：0982-87-3801

FAX：0982-87-3810

Mail：shinkou@town.hinokage.lg.jp

日之影町コミュニティセンター 外観



日之影町コミュニティセンター 平面図



日之影町コミュニティセンター1階テナント（1） 内観

